

衛星受信料体系の見直しの考え方及びその効果・影響(概要版)

見直しの考え方	現状維持		地上契約との一本化		スクランブル化	
	A 現状維持	B メッセージ機能の活用強化	A 地上契約の受信料水準を想定	B 衛星放送に係る経費も賄える受信料水準を想定	A 収支相償となる受信料水準(現行程度)を想定	B 利潤を上乗せした受信料水準を想定
見直しの考え方の概要	衛星受信料体系の変更は一切なし	表示方法の変更 ・表示面積(例)画面1/9→拡大 ・表示時期(例)30日後→直ちに再表示(例)なし→未契約者等のみ	衛星契約を廃止し、受信料は地上契約の料額(1,345円)の水準に設定 (衛星受信料収入全額が減収)	衛星契約を廃止し、受信料は衛星放送に係る経費も賄うことができる水準(*)に設定 ※約1,600円(NHK試算) (衛星受信料収入は全額確保)	衛星放送をスクランブル化し、受信料は収支相償となる水準(現行程度)に設定	衛星放送をスクランブル化し、受信料は利潤を上乗せした水準に設定
(1) 現在生じている問題の解決への効果 ① 外部環境の変化による意図しない衛星受信の取扱い ② 衛星契約率の低迷への対処	① 解決にはならない ・現状で推移(NHK) ② 解決にはならない ・現状で推移(NHK) ⇒ 受信料の公平負担の観点から、課題に対処するための改善措置が必要	① 解決にはならない ・現状と同じ(NHK) ② 一定の効果が期待されるが効果は不明確 ・改善が期待(NHK) ⇒ 実効性より高めるための工夫が必要	① 課題は解消 ・解消可能(NHK) ② 課題は解消 ・解消可能(NHK)	① 課題は解消 ・解消可能(NHK) ② 課題は解消 ・フリーライダーの排除に寄与するかは不明(民放連) ・一応の解決になるが、衛星受信機の新設者にも負担を求める新たな課題(民放連)	① 課題は解決 ・解消可能(NHK) ② 課題は解決 ・解消可能(NHK) ・フリーライダーの排除への効果は期待できる(民放連) ・可能(衛放協)	① 課題は解決 ・解消可能(NHK) ② 課題は解決 ・解消可能(NHK) ・フリーライダーの排除への効果は期待できる(民放連) ・可能(衛放協)
(2) 「特殊な負担金」という受信料の性格に及ぼす影響	影響なし ・影響なし(NHK)	具体的な方法によっては、「特殊な負担金」という受信料の性格に影響を及ぼす可能性 ・影響なし(対面的な感覚は強まる)(NHK) ⇒ 受信料の性格への影響を考慮する必要	影響なし(過去の一本化と同様) ・影響なし(性格の純化)(NHK)	影響なし(過去の一本化と同様) ・影響なし(性格の純化)(NHK)	「対価料金」となる以上、「特殊な負担金」とは言えない ⇒ 「対価料金」を徴収して視聴者を限定することがNHKの性質に照らして適切かという点については、引き続き十分な議論が必要	「対価料金」となる以上、「特殊な負担金」とは言えない ・性格変更(受益者負担の対価料金に)(NHK)
(3) 受信料(衛星付加受信料:945円)の水準に及ぼす影響	影響なし ・影響なし(NHK) ⇒ 今後の衛星収支の変動要素を十分検証した上で、衛星付加受信料の水準を見直すこと(受信契約者への還元)も検討課題	影響なし ・影響なし(NHK) ⇒ 今後の衛星収支の変動要素を十分検証した上で、衛星付加受信料の水準を見直すこと(受信契約者への還元)も検討課題	地上:影響なし 衛星:値下げ(▲945円) ・影響あり(付加受信料廃止)(衛星契約者は値下げ)(NHK)	地上:値上げ(約+255円) 衛星:値下げ(約▲690円) ・影響あり(付加受信料廃止、衛星は値下げ、地上は値上げ)(NHK) 地上契約者の理解が課題(NHK) 地上契約者に負担を求めれば、反発が予想される(民放連) ⇒ 大幅な負担増が生じ理解を求めることは困難(理解を得るには相当の期間を要する)	衛星放送に係る経費と契約者数による ・影響あり(受信料廃止)(NHK) ・受信料事業との会計分離(NHK) ・料金はサービス内容と契約者数による(NHK)	衛星放送に係る経費と契約者数による ・影響あり(受信料廃止)(NHK) ・独立採算(NHK) ・料金はサービス内容と契約者数による(NHK)
(4) NHKにより提供される衛星放送の性格に及ぼす影響	影響なし ・影響なし(NHK)	影響なし ・影響なし(NHK)	衛星放送の提供を継続することが困難となるおそれ ・影響あり(役割は限定)(NHK) 普及促進の役割は困難 実質的に難視聴解消のみの役割 衛星放送事業からの実質的な撤退に等しい(NHK) ⇒ 課題に対処するための現実的な考え方とは言えない	影響なし ・普及促進への貢献度低下のおそれ(NHK) ・特段の影響はない(民放連) ・影響なし(衛放協)	引き続き一定の公共的役割を求めるとは可能という考え方もあり得る ・対価料金のもとで公共的役割をどこまで担えるかが課題(NHK) ・受信料を財源とする公共放送の枠内で運営することの妥当性に疑義が生じる(民放連) ・NHKが行うことの妥当性も検討が必要(衛放協)	公共放送が営利事業を行うことは是非が問われる ・公共放送サービスではない(公共的役割は担わない)(NHK) ・受信料を財源とする公共放送の枠内で運営することの妥当性に疑義が生じる(民放連) ・NHKが行うことの妥当性も検討が必要(衛放協) ⇒ 公共放送の在り方、民放との併存体制といった幅広い観点から慎重な検討が必要
(5) 衛星放送番組の質や編成内容に及ぼす影響	影響なし ・影響なし(NHK)	影響なし ・影響なし(NHK)	「豊かで良い」放送番組の提供等に支障を及ぼすおそれ ・衛星放送独自の編成は困難(NHK)	影響なし ・番組の多様性の確保は可能(NHK)	視聴者の意向に応えつつ、「豊かで良い放送番組」を提供することは不可能とまでは言えないという考え方もあり得る ・番組の多様性の確保は不可能(NHK)	視聴者の意向に応えつつ、「豊かで良い放送番組」を提供することは不可能とまでは言えないという考え方もあり得る ・番組の多様性の確保は不可能(NHK)
(6) 衛星放送業界に及ぼす影響	影響なし ・影響なし(NHK) ・特に影響なし(衛放協)	影響なし ・影響なし(NHK) ・特に影響なし(衛放協)	衛星放送の提供を継続することが困難となるおそれ ・外部制作会社の制作機会の減少(NHK) ・特に影響なし(衛放協)	有料の衛星放送事業者の収益に影響を及ぼすおそれ ・外部制作会社の制作機会の減少のおそれ(NHK) ・有料民放の契約者等に影響を及ぼす可能性(民放連) ・特に影響なし(衛放協)	有料民放と類似のサービス提供形態 ⇒ 公正競争確保のための措置が検討されるべきではないかという点も議論されるべき ・有料民放とは実質的に競合(NHK) ・外部制作会社の制作機会の減少のおそれ(NHK) ・B S全体の接触率が低下する懸念(民放連) ・専門チャンネル化する場合、CS放送と正面から競合する一方、契約を解消した者の一部がCS加入することも想定(衛放協)	有料民放と類似のサービス提供形態 ・有料民放と競合(NHK) ・外部制作会社の制作機会の減少のおそれ(NHK) ・B S全体の接触率が低下する懸念(民放連) ・専門チャンネル化する場合、CS放送と正面から競合する一方、契約を解消した者の一部がCS加入することも想定(衛放協)
(7) 視聴者の負担に及ぼす影響(新たな機器の要否)	影響なし ・不要(NHK)	影響なし ・不要(NHK)	影響なし ・不要(NHK)	影響なし ・不要(NHK)	2011年以降は影響なし ・アナログ受信者はデコーダーが必要(NHK) ・特になし(2011年以降)(衛放協)	2011年以降は影響なし ・アナログ受信者はデコーダーが必要(NHK) ・特になし(2011年以降)(衛放協)
(8) その他(移行に要する期間等)	-	比較的短期間での移行が可能と考えられる	-	-	2011年以降は影響なし ・現行の衛星受信契約と新たな対価契約や、スクランブル放送への移行が課題(NHK)	2011年以降は影響なし ・現行の衛星受信契約とは全く異なる新たな対価契約の締結となる(NHK)